

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報					平成	30	年度
事業番号	432	事業名	人権教育推進事業費				
担当課	人権推進課	担当係	人権教育推進係				
総合計画に最も関連ある施策	施策	1	住民が主役のまちづくり		連絡先	0858-84-1228	
	施策体系	2	人権尊重のまちづくり		事業区分	□新規	
	主な事業	人権教育の推進		■継続			
予算区分	款	9	教育費		事業実施主体	■八頭町	
	項	4	社会教育費			□その他	
	目	5	人権教育費		計画期間	開始	—
	事業	432	人権教育推進事業費			終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 八頭町民						
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 〈人権尊重のまち八頭町の実現〉 部落差別をはじめあらゆる差別を解消し、全ての人々の人権が尊重される社会を実現する。						
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 町民を対象とした人権尊重のまちづくり講演会や部落解放研究会をはじめとする人権問題学習会等を開催し、人権教育・啓発の推進を図る。						
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 家庭・地域社会・学校・企業、団体等、あらゆる場(機会)を通じた人権教育・啓発の推進を図り、豊かな人権感覚を育む。						
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 人権尊重のまちづくり講演会・部落解放研究会・人権問題学習会等の各種研修会の参加者数が増え、人権を尊重する心や態度が日常生活の隅々まで行き渡り、町民の社会意識が変わる。						
根拠法令等	1,3	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例	

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし						
	A	人	地区人権推進員研修会						
	B	人	人権啓発推進員研修会						
	C	人	人権問題学習会へ推進員を派遣						
	D								
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし						
	A	人	人権問題学習会の参加者増員により人権意識の高揚を図る						
	B	人	人権尊重のまちづくり講演会の参加者増員により人権意識の高揚を図る						
	C	人	部落解放研究会の参加者増員により人権意識の高揚を図る						
	D								

4 コスト

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度		H30年度		R1年度	
		実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
活動指標	A	107	82	100	235	100	223	100	
	B	100	44	100	84	100	80	100	
	C	133	124	130	132	130	130	130	
	D								
成果指標	A	1,865	1,927	2,000	1,824	2,000	1,763	2,000	
	B	336	228	290	236	230	—	230	
	C	261	228	290	203	230	215	230	
	D								
トータルコスト		千円	31,956	21,690	22,431	18,421	21,284	17,861	21,284
担当職員数		人	2.0	1.0	1.0	1.00	1.0	1.00	1.0
職員人件費		千円	16,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
事業費		千円	15,956	13,690	14,431	10,421	13,284	9,861	13,284
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円	106			70			
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
	一般財源(単町費)	千円	15,850	13,690	14,431	10,351	13,284	9,861	13,284

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 30 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に) (1)奨学金等の給付、(2)人権啓発活動委託事業、(3)町人権教育推進協議会・地区人権教育推進委員会事業、(4)団体育成事業助成、(5)人権教育推進事業 成果(具体的に) 住民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権尊重のまちづくり講演会・部落解放研究集会を計画したが、人権尊重のまちづくり講演会については大雨の影響によりやむを得ず中止とした。平成28年度施行の部落差別解消法の周知と併せ、部落解放研究集会では「部落差別解消推進法を学ぶ」と題して講演を行った。また、町人権教育推進協議会と地区人権教育推進委員会とが連携しながら、全集落での学習会の開催に努め、町民の人権意識の高揚を図った。
----------------	---

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	本町の将来像である「人が輝き、未来が輝くまち」の実現に向け、住民一人ひとりの人権が尊重され、安心安全に暮らすためには、人権教育・啓発の推進が必要である。とりわけ解消三法の施行により、より具体的施策の実施が求められている。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	部落差別をはじめあらゆる差別の解消は自治体としての最重要課題であり、基本的人権を尊重し、明るい町の実現を図るために町が行うべき事業である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	講演会、研究集会及び地区人権教育推進委員会の活動など、人権教育の推進に向けた地道な活動を行うことが必要であり、町全体としてより効果的な人権施策の推進となるような事業展開を図っている。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	平成27年度策定の基本計画、平成28年度策定の実施計画を基に行政と住民が一体となり差別解消に向けた取組を継続して進めていく必要がある。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	7	20	①成果が上がっている	人権尊重のまちづくり講演会、部落解放研究集会、人権問題学習会とも、参加人数は微減の状況であるが、今後も継続して教育・啓発を進めていく。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
1	1、拡充する	80点以上	80	学習や教育・啓発の成果の反面、インターネットを悪用した差別表現の流布やプライバシー侵害など、部落差別をはじめあらゆる差別が、見え難く、潜在化してきている。差別や虐待など人権侵害をなくすには、一人ひとりが人権を理解し、差別や虐待を受ける人の心の痛みや苦しみを自分のものと受け止め、それらを許さない強い心を教育や啓発で養っていく必要がある。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点	1	
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	本事業においては、町及び町人権教育推進協議会等を中心とした講演会・研修会の開催、小地域での学習会の実施等を通じて、部落問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた取組を行っている。過去には、集落人権学習会の運営方法について実施内容・手法に関する意見交換・情報共有が行われ、学習の充実化が図られたところであり、また、研修会や学習会等における参加者の固定化という課題に対し、平成27年度に実施した町民意識調査の結果等を活かし、同和問題を中心に据えた学習から広く人権問題全般に裾野を広げた学習を行うよう方針を転換したところでもある。人権尊重社会の実現、確保を図っていくためには、今後も継続した啓発活動を地道に行っていく必要があるが、より広く町民の意識高揚につながるよう、効果的な学習手法やテーマ等の導入について積極的かつ継続的な検討を行い、息の長い活動を進めていただきたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 ・毎年、人権問題学習会や講演会、講座等に出席・参加している人から「もう自分は十分に学習している」「差別はしていない」といった意見が聞かれ、マンネリ化への指摘、満腹感を感じている人がいることに加え、肝心の「今まで学習会等に参加したことが無い人への教育・学習・啓発のアプローチの方法」が見つかっていない状況にある。これらのことが参加者数等の減少の要因の一つであると考えられる。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか ・人権問題学習会のマンネリ感を解消するため、学習内容の充実と併せて、より参加しやすい手法の検討を行う。 ・地区人権や各種団体等とのさらなる連携、支援を図り、自主的な学習会を促すなど、学習機会の提供を図る。 ・各種学習会、研修会で参加者アンケートを実施し、その内容を分析することで次年度の学習テーマや取組課題等を検討する。